

社員への休業指定について

社員の安全と命を守るために全力を！

新型コロナウイルスが猛威を振るい、緊急事態宣言が全国まで出される状況となり、5月6日までが5月末まで延長される事も考えられ、さらに自粛が要求される事態となっています。

JR九州も土日祝日に特急列車・快速列車の減便を行い、このGWには全ての特急列車を運休するなどして対応を行っています。現在職場では、テレワークや小学生の子供等を持つ社員に対して、新たな有給休暇を新設し、可能な限り休暇を与えています。

また5月1日より社員の休業を行い、乗務員や駅、企画部門等で休業を指定していません。しかし、JR始まって以来の休業ですが、その休業指定については各職場で統一されておらず、国労として会社にて休業の在り方を統一して出すように求めています。国労として休業については、休業指定された日については、労働時間から除外され、賃金が減額される、減額賃金は同額を休業手当として補償）事からも休業指定日に自宅待機等についての指示は出来ないと考えています、その上でコロナ

対策として社員へ不要不急の外出等の要請（お願い）をする事についてはコロナ感染拡大防止の観点からも協力をしていく考えです。休業は、普段の休日、年休等と同じであり、指示は出来ない考えです

4月23日以降、各運転職場で、列車の換気を促すため、自転車扱いの一部の駅で全車扱いを行うことになりました。要求の一步前進ですが、運転士からは、何で一部の駅なのか「中途半端でやりにくい」等不満が出されています。社員のコロナ感染防止の観点から会社にはこの期間は「全車扱い」するよう引き続き要求していきます。

コロナの関係で組合の様々な取り組みも延期・中止等、自粛しています。大変な状況が続きますが、これ乗り越えるため労使で協力していくことも必要です。コロナ問題が早期に終焉すること願い、問題が起きれば、各機関へ相談することを願います。

※雇用調整助成金がコロナ対策のため緩和されました！

- 生産指標の要件を緩和
 - ・体前年同月比10%から5%へ
 - ・確認期間を3カ月から1カ月へ
- 休業規模の要件を緩和
 - ・休業の延べ日数が対象労働者に係る所定労働者日数の、1/15 から 1/30 以上に緩和

〈生きるためのがん保険Days1〉スタンダードプラン入院給付金日額10,000円
保険期間：終身〈抗がん剤・ホルモン剤治療特約〉〈がん先進医療特約〉は10年更新

診断		手術		がん先進医療	
それぞれ1回限り 一時金として	がん 50万円 上皮内新生物 5万円	1回につき	20万円	1回につき	15万円
1回限り 一時金として	がん 50万円	1回につき	20万円	1回につき	50万円 5万円
1日につき	10,000円	治療を受けた月ごと	10万円 (給付倍率2倍)	1回につき	50万円 5万円
1日につき	10,000円	抗がん剤・ ホルモン剤	乳がん・前立腺がんの ホルモン剤治療のとき 5万円 (給付倍率1倍)	1回につき	50万円 5万円
入院	10,000円	再発・ 治療の再発		1回につき	50万円 5万円
通院	10,000円	特定保険料 払込免除		1回につき	50万円 5万円

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)
アベニール株式会社
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

〈引受保険会社〉
「生きる」を創る。
アフラック
東京第二法人営業部
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル19F
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658
AFGJ家保2017-5036 1月12日